

消防隊に関する達を次のように定める。

昭和57年8月23日

防衛大学校長 土田 國保

消防隊に関する達

改正 昭和58年4月5日防衛大学校達第1号	昭和63年2月10日防衛大学校達第1号
平成4年4月10日防衛大学校達第8号	平成17年3月31日防衛大学校達第5号
平成19年8月29日防衛大学校達第12号	平成21年3月31日防衛大学校達第6号
平成22年4月1日防衛大学校達第8号	平成24年4月6日防衛大学校達第8号

消防隊に関する達（昭和30年防衛大学校達第16号）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** この達は、防衛大学校（以下「大学校」という。）において火災が発生した場合又はその危険が生じた場合には、適切な処置により被害を最小限度に止めることを目的とする。

（学校消防隊の編成）

**第2条** 大学校の職員及び学生をもって学校消防隊を編成する。

2 勤務時間内における学校消防隊の編成基準は別表第1のとおりとし、勤務時間外は別表第2のとおりとする。

（編成要員）

**第3条** 各課長及び各首席指導教官は、前条第2項の編成に基づき、割り当てられた要員を当該課及び大隊に所属する職員又は学生のうちから指名し、その官職及び氏名（各大隊消防隊を除く。）を学校消防隊長に通知するものとする。氏名を変更（訓練、出張、休暇等による変更を除く。）した場合も同様とする。

（学校消防隊指揮所の位置）

**第4条** 学校消防隊指揮所の位置は、火災現場近くの最も指揮容易な場所に設置し、

標旗等により標示するものとする。

(火災発生時の処置)

**第5条** 大学校の校内（走水訓練場及び花立訓練場を含む。以下同じ。）で火災を発見した者は、大声で「〇〇火災」（〇〇は火災場所をいう。）と連呼し、付近にいる者の協力を求めて消火に努めるとともに、機を見て速やかに消防詰所（TEL・内線 119）及び総務課長に、勤務時間外にあっては、消防詰所及び学生隊当直に通報するものとする。

- 2 前項の通報を受けた警備係員は、直ちに車両・警備班長（勤務時間外は学校本部当直）に報告し、消防自動車火災現場に急行させ、消火に当たるものとする。
- 3 出火現場にいる者は、付近の消火器具等により消防隊の到着するまで、消火作業又は搬出作業に当たるものとする。
- 4 学校消防隊長は、火災の通報を受けた場合には、直ちに火災警報を発令するとともに、現場に急行し、消火活動中の職員及び学生並びに逐次到着する消防隊等を統一指揮して統制ある消火活動を行い、事態に応じては校外関係機関に通報するものとする。
- 5 勤務時間外にこれらの事態が発生したときは、学校本部当直は総務課長及び総務部長に速報するとともに、事態に応じては横須賀市南消防署及び久里浜第 129 地区警務隊に通報するものとする。

(火災警報発令時の行動)

**第6条** 火災警報が発令された場合には、職員消防隊員は本館庁舎前に、各大隊消防隊員は各大隊ごとの朝礼場に、舟艇消防隊員は庁舎前に集合し、各消防隊長の指揮を受け、直ちに火災現場に急行し消火に当たるものとする。

ただし、舟艇消防隊の走水海上訓練場地区以外の地域への移動は、別命によるものとする。

- 2 管理施設課は、高架水槽の送水バルブを調整して水利を確保し、状況により火災現場に関係ある電源を切断するものとする。
- 3 衛生課（勤務時間外は衛生当直）は、救護活動を実施するものとする。
- 4 火災時における物件の持ち出しは、非常持出と標示のある物件から先に持ち出すものとする。
- 5 火災時は、火災に関する電話を最優先とする。
- 6 火災が発生したときには、原則として各建物の窓は閉鎖するものとする。
- 7 火災発生時は原則として、各係 1 名は残留して盗難の予防及び電話の受け等

に当たるものとする。

8 職員及び学生は、校内に火災が発生したことを知ったときには、直ちに登庁又は帰校しなければならない。

(消火栓の使用)

**第7条** 火災時における屋外消火栓は、消防自動車班が優先して使用するものとし、その他の消火栓の使用は、消火班長が指示するものとする。

(鎮火後の処置)

**第8条** 学校消防隊長は、鎮火して事態が平穩に復したときには、火災警報を解除するものとする。

2 消防隊の各班は、火災警報が解除されたときには、資材を点検し、所定の場所に納め、各消防隊長の指定する場所に集合するものとする。

3 各消防隊長は、消防隊を解散させるときには、人員の異状の有無を点検し、所要の指示を与えた後、編成を解くものとする。

4 学校消防隊長は、鎮火後速やかに火災状況の細部につき、順序を経て学校長に報告するものとする。

(警報)

**第9条** 火災警報の発令及び解除の符号は、別表第3のとおりとする。

(大学校外の火災の場合の処置)

**第10条** 大学校外の火災に関しては、原則として消防隊を派遣しないが、学校消防隊長が当然消火について応援すべきであると判断したときには、公共の消防機関と連絡し、学校消防隊の一部を派遣することができる。

2 消防自動車の大学校外への出動については、別に定める。

(待避場所)

**第11条** 火災発生時の待避場所は、陸上競技場とする。

2 職員及び学生は、待避に際して消防隊の行動を妨げてはならない。

(備付書類等)

**第12条** 総務課長は、次の各号に掲げる書類及び図面を総務課車両・警備班、学校本部当直室及び学生隊当直室に備え付けなければならない。

(1) 屋内及び屋外の消火栓の配置図

(2) 非常持出物件の保管位置図

(3) 危険物の保管位置図

(4) ガスの配管要図及びその主分岐点のバルブの位置図

(消火設備の常時使用態勢の確保)

**第13条** 職員及び学生は、消火設備を直ちに使用できるように保持するため、特に次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 消火栓の周囲に障害物を置かないこと。
- (2) 消火器具及び避難器具を格納する場所の付近に障害物を置かないこと。

(消防訓練)

**第14条** 学校消防隊長は、消火活動に遺憾のないよう次の基準により消防訓練を実施するものとする。

- (1) 学校消防隊の全員による訓練を、年1回以上
  - (2) 消防自動車班の訓練を、月1回以上
- 2 前項に定めるもののほか、学校消防隊長が必要と認めるときには、学校消防隊の全部又は一部について適宜訓練を行うものとする。

**附 則**

- 1 この達は、昭和57年9月1日から施行する。
- 2 消防隊に関する達（昭和30年防衛大学校達第16号）は、廃止する。

**附 則**（昭和58年4月5日防衛大学校達第1号）

この達は、昭和58年4月5日から施行する。

**附 則**（昭和63年2月10日防衛大学校達第1号）（抄）

- 1 この達は、昭和63年4月1日から施行する。

**附 則**（平成4年4月10日防衛大学校達第8号）

この達は、平成4年4月10日から施行する。

**附 則**（平成17年3月31日防衛大学校達第5号）（抄）

- 1 この達は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年8月29日防衛大学校達第12号）

この達は、平成19年9月1日から施行する。

**附 則**（平成21年3月31日防衛大学校達第6号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年4月1日防衛大学校達第8号）（抄）

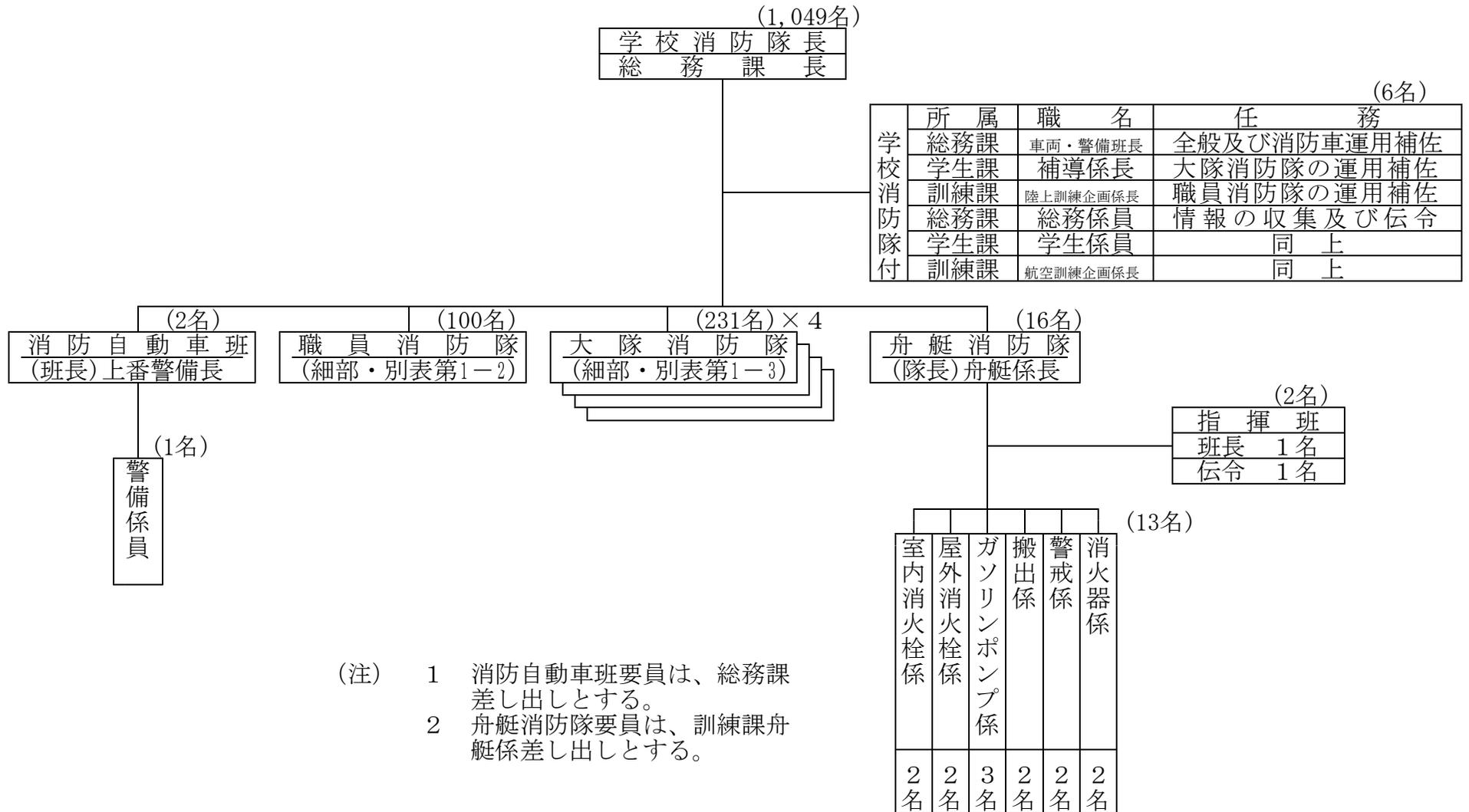
- 1 この達は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年4月6日防衛大学校達第8号）

この達は、平成24年4月6日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

勤務時間内における学校消防隊編成基準

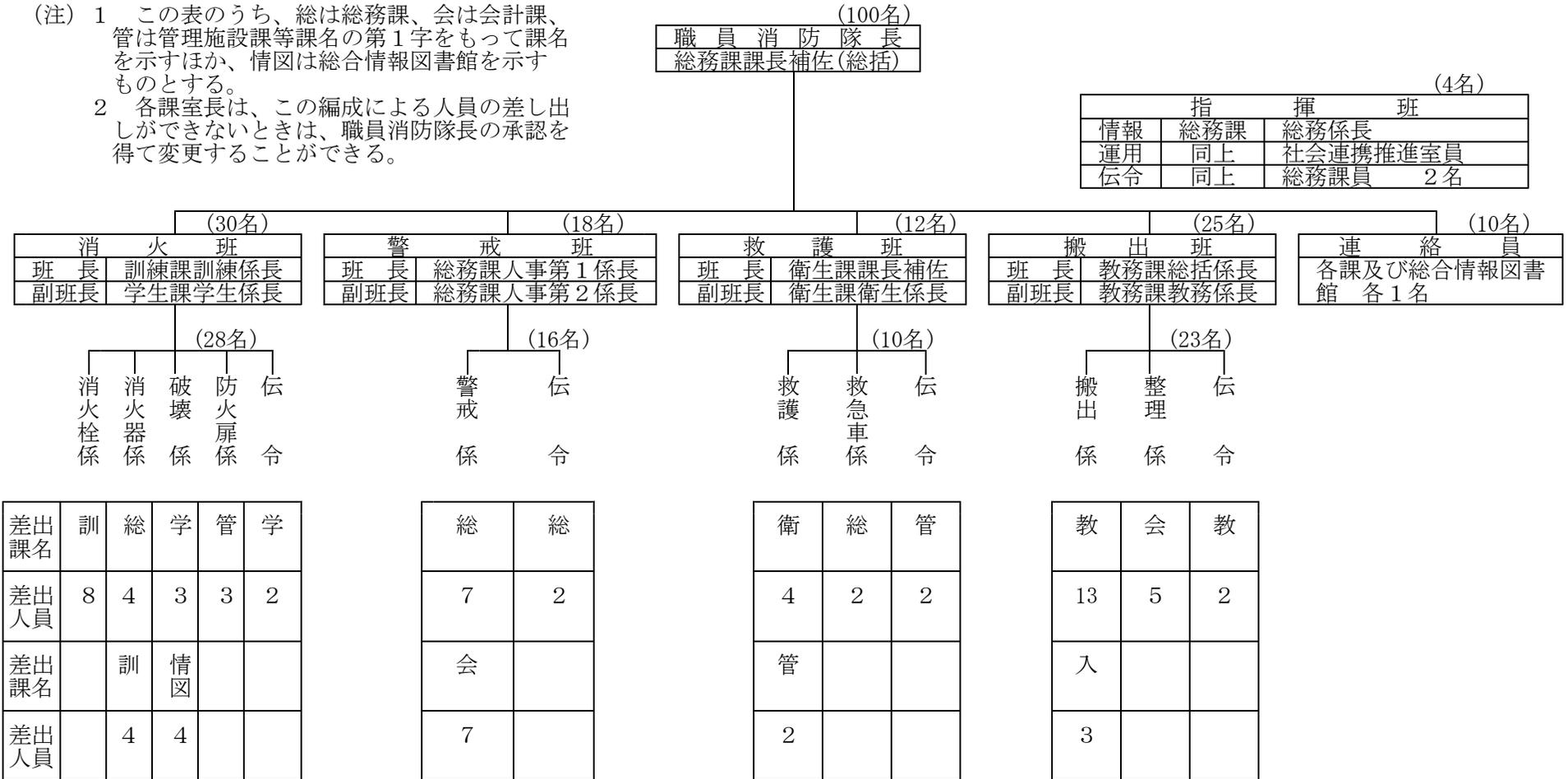


- (注) 1 消防自動車班要員は、総務課差し出しとする。  
 2 舟艇消防隊要員は、訓練課舟艇係差し出しとする。

別表第1-2 (第2条関係)

職員消防隊の編成基準

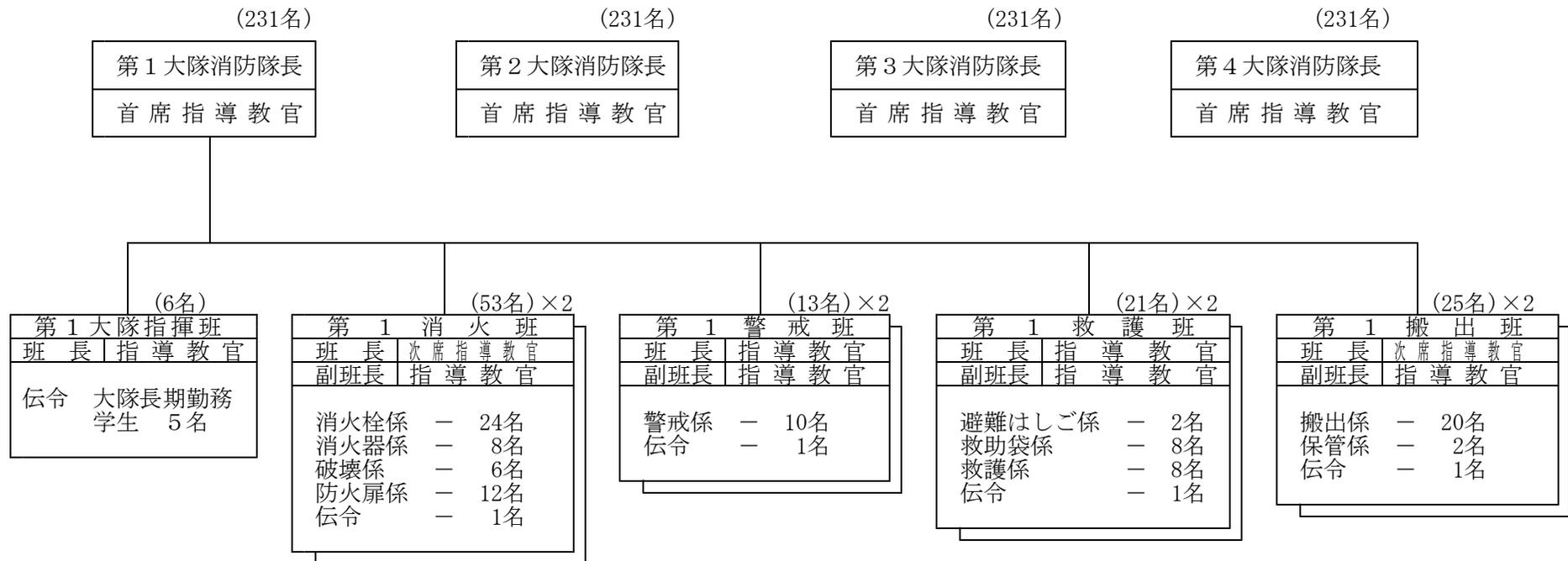
- (注) 1 この表のうち、総は総務課、会は会計課、管は管理施設課等課名の第1字をもって課名を示すほか、情図は総合情報図書館を示すものとする。  
 2 各課室長は、この編成による人員の差し出しができないときは、職員消防隊長の承認を得て変更することができる。



別表第1-3 (第2条関係)

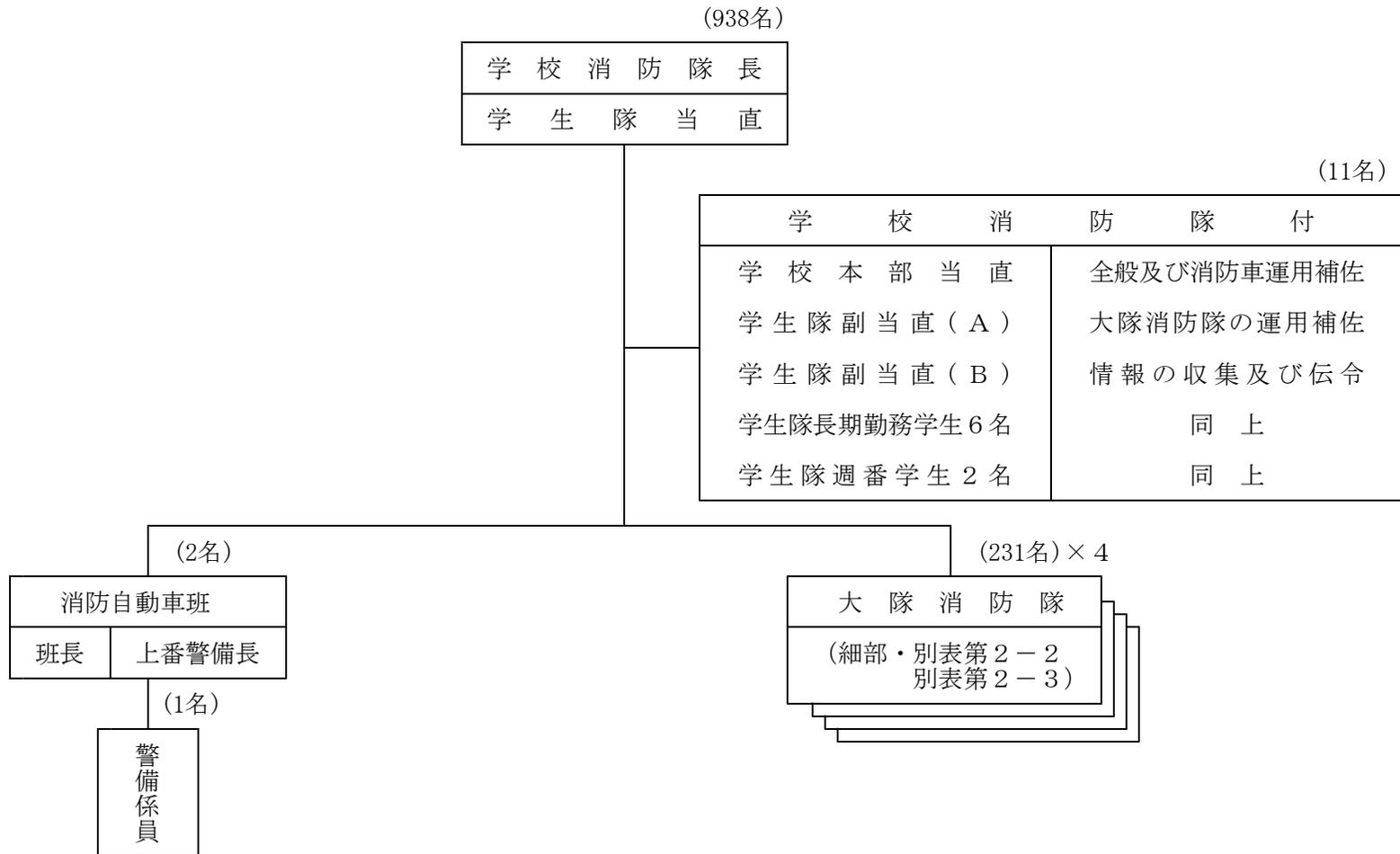
大隊消防隊の編成基準

- (注) 1 各班の第2班の編成は、第1班に同じ。  
 2 第2大隊以下の消防隊の編成は、第1大隊消防隊と同一の編成とする。  
 3 訓練その他の理由で、本編成により難しい場合は、適宜編成を縮小することができる。



別表第2（第2条関係）

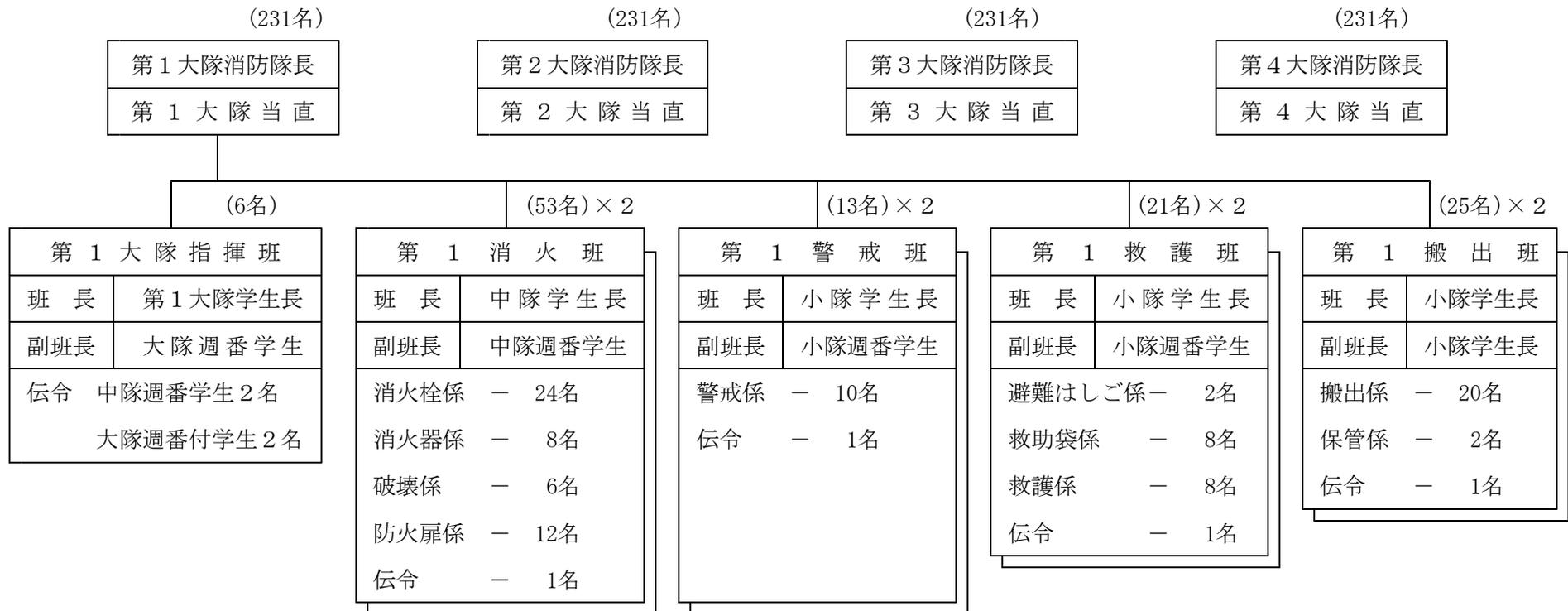
勤務時間外における学校消防隊編成基準



別表第2-2 (第2条関係)

大隊消防隊の編成基準 (平日)

- (注) 1 各班の第2班の編成は、第1班に同じ。  
 2 第2大隊以下の消防隊は、第1大隊消防隊と同一の編成とする。  
 3 訓練その他の理由で本編成により難しい場合は、適宜編成を縮小することができる。





別表第3（第9条関係）

火災警報の発令及び解除の符号

	火 災 警 報	火 災 警 報 解 除
サイレン	— — —	なし
警 報	<p>.....</p> <p>.....</p>	<p>.....</p>
ラ ッ パ	「火災警報」符	「課業止め」符
校 内 放 送	「〇〇火災・火災警報発令」	「火災警報解除」
同 時 電 話	同 上	同 上

（注）状況により符号のうち1又は2以上を用いる。